

【2020（令和2）年度概算要求】	【2019（令和元）年度予算】	
1,295億円	(1,076億円)	【厚生労働省予算】
1兆5,347億円+事項要求	(1兆5,346億円)	【内閣府予算】

《2020(令和2)年度 保育関係予算概算要求の主な内容》

1 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備（P2以降参照）

【2020（令和2）年度概算要求】	【2019（令和元）年度予算】
994億円	(787億円)

- 保育所や小規模保育等の施設整備費や改修費等について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）
- 賃貸物件を活用して保育所を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定 など

2 保育人材確保のための総合的な対策（P4以降参照）

174億円	(151億円)
-------	---------

- 保育士宿舍借り上げ支援事業について、子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村における対象者を10年目までのすべての常勤保育士に拡充
- 保育所等へのICT導入支援による保育士の業務負担軽減 など

3 多様な保育の充実（P11以降参照）

80億円	(89億円)
------	--------

- 医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を補助し、保育所等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進 など

4 保育所等の園外活動時の安全確保（一部再掲）（P17参照）

48億円	(50億円)
------	--------

- 保育支援者が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全を確保

5 認可外保育施設の質の確保・向上（一部再掲）（P18以降参照）

39億円	(40億円)
------	--------

- 認可外保育施設等の質の確保及び向上を図る「巡回支援指導員」による園外活動等における安全対策の実地指導等の実施
- 認可外保育施設が設備面において認可基準を満たすために必要な改修費や移転費等の補助 など

6 子ども・子育て支援新制度の実施（P20以降参照） 1兆5,347億円+事項要求（1兆5,346億円）

※内閣府予算（子どものための教育・保育給付交付金等）

※ 令和2年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費（消費税引上げ以外の財源も含む）、新しい経済政策パッケージ等に基づく幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等については、予算編成過程で検討。

待機児童の解消に向けた取組の推進

【2020(令和2)年度概算要求】 【2019(令和元)年度予算】
1, 287億円 (1, 067億円)

※令和元年度予算額は、臨時・特別の措置(耐震化整備に必要な経費)を除く。
また、令和2年度における臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。

1. 保育の受け皿整備

994億円 (787億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

(1) 保育所等整備交付金

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

また、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。

【対象事業】 ・保育所整備事業 ・認定こども園整備事業(幼稚園型) ・小規模保育整備事業
・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4)

(2) 保育所等改修費等支援事業【拡充】

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

また、賃貸物件による保育所改修費等支援事業について、保育の受け皿整備の更なる促進を図るため、これまで改修に係る定員の規模に関わらず一律としていた補助基準額を、定員の規模に応じた補助基準額に見直す。

【対象事業】

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 | ②小規模保育改修費等支援事業 |
| ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 | ④認可化移行改修費等支援事業 |
| ⑤家庭的保育改修等支援事業 | |

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ※ (7)緊急対策参加自治体、(1)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合

1 施設当たり	利用(増加)定員19名以下	15,000千円 ((7)20,000千円、(1)23,000千円)
	利用(増加)定員20名以上59名以下	27,000千円 ((7)32,000千円、(1)35,000千円)
	利用(増加)定員60名以上	55,000千円 ((7)60,000千円、(1)63,000千円)
老朽化対応の場合	1 施設当たり	27,000千円 ((7)32,000千円)
② 1 事業所当たり		22,000千円 ((7)32,000千円、(1)35,000千円)
③ 1 施設当たり		22,000千円 ((7)32,000千円、(1)35,000千円)
④ 1 施設当たり		32,000千円 ((1)35,000千円)
⑤保育所で行う場合	1 か所当たり	22,000千円 ((7)32,000千円、(1)35,000千円)
保育所以外で行う場合	1 か所当たり	2,400千円

【補助割合】①～④ 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

⑤ 国：1/2、市区町村：1/2

※ 子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は国：2/3、市区町村：1/3

2. 保育人材確保のための総合的な対策

174億円（151億円）

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保を図るため、①新規の資格取得、②就業継続、③離職者の再就職といった観点から、総合的に支援を行う。

また、キャリアアップ研修や、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育人材確保

<①新規資格取得支援>

(1) 保育士資格取得支援事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

- ① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料（1/2相当）等の一部を補助する。
- ② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

(※) 現行の保育士資格取得支援事業及び保育士試験による資格取得支援事業を整理。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額(案)】 上記① 1人当たり 受講料の1/2（上限300千円）
代替職員経費 1人1日当たり 7千円

上記② 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円）

【支給対象期間】 上記② 保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

(2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業 【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組（リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等）を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率（全国平均）を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額(案)】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額264千円を補助

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(3) 保育士試験追加実施支援事業 【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育士を確保するため、地域限定保育士試験（※1）を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

※1 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【補助基準額(案)】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会（※2）の実施に必要な費用

※2 保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助割合】 国：1/2、都道府県、指定都市：1/2

<②就業継続支援>

(1) 保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】 【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育士用の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部を支援することで、保育士の就業継続を支援し、働きやすい環境を整備する。

令和2年度概算要求においては、有効求人倍率及び待機児童の要件を撤廃することにより、子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村における対象者を10年目までのすべての常勤保育士に拡充するとともに、全国一律の補助基準額（月額82,000円）について、現行の月額82,000円を上限としつつ、地域の実勢に合わせ、住宅・土地統計調査に基づく市区町村単位の金額設定に見直す。

【実施主体】 子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村

【対象者】 採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士

【補助基準額(案)】 月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(2) 保育補助者雇上強化事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 定員121人以下の施設：年額2,264千円

定員121人以上の施設：年額4,528千円

【保育補助者の要件】 保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】 国：3/4、地方：1/4（都道府県：1/8、市区町村：1/8 又は 指定都市・中核市：1/4）

(3) 保育体制強化事業【拡充】

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもとの保護者とのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

令和2年度概算要求においては、保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を追加し、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1か所当たり月額100千円

※ 園外活動時の見守り等にも取り組む場合 1か所当たり月額150千円

【補助割合】 国：1/2、地方：1/2（都道府県：1/4、市区町村：1/4 又は 市区町村：1/2）

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

(4) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育所等におけるマネジメント力向上を図るため、雇用管理や勤務環境の改善その他事業の円滑な運営のために必要な助言を行う「保育事業者コンサルタント」の配置に必要な費用の一部を補助する。

また、若手保育士等のスキルアップのため、「保育士支援アドバイザー」（経験豊富な保育士やソーシャルワークの専門職等）が保育所等を巡回して支援を行うために必要な費用の一部を補助する。

さらに、放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保を図り、子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村に配置するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 保育事業者コンサルタント : 1自治体当たり 4,064千円
保育士支援アドバイザー : 1自治体当たり 4,064千円
放課後児童クラブ巡回アドバイザー : 1自治体当たり 4,064千円

【補助割合】 国 : 1/2、都道府県、市区町村 : 1/2

(5) 保育人材等就職・交流支援事業【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

② 保育所等における業務効率化のため、複数の施設で行われている業務を共同で実施する「業務集約化」に関する取組に必要な費用を補助する。

③ 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

(※) 現行の保育所等における業務集約化推進事業、保育人材等就職支援事業及び保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流支援事業を整理。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ① 1市区町村当たり 11,667千円

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円(加算額)

② 「業務集約化」に関する取組に必要な費用

※ 運営主体が異なる複数施設における取組を対象とし、同一の法人が運営する施設のみで業務集約化を行う場合は対象外。

③ 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,000円(代替保育士等雇上費)
実習受入費 1人当たり 10,000円
調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 ①、② 国 : 1/2、市区町村 : 1/2 ③ 国 : 3/4、市区町村 : 1/4

(6) 保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

- ① 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入に係る費用の一部を補助する。
- ② 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- ③ 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

①(ア)業務のICT化を行うためのシステム導入	1施設当たり	1,000千円
(イ)翻訳機等の購入	1施設当たり	150千円
②認可外保育施設における機器の導入	1施設当たり	200千円
③病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入		
(ア)1自治体当たり		8,000千円
(イ)1施設当たり		1,000千円

【補助割合】

- ①国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ②国：1/2、都道府県、指定都市、中核市：1/4、事業者：1/4
- ③(ア)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

<③離職者の再就職支援>

(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援、保育所等の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額(案)】 保育士・保育所支援センター運営費： 4,300千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費： 4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円(1名分)を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費： 465千円

離職した保育士等に対する再就職支援： 4,030千円

保育士登録簿を活用した就職促進： 3,517千円

マッチングシステム導入費： 7,000千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市：1/2

(2) 潜在保育士再就職支援事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター等の紹介(マッチング)により、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1人当たり年額100千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

○保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

(1) 保育士等キャリアアップ研修事業 【子ども・子育て支援対策推進事業費補助金29億円(31億円)の内数】

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(2) 保育の質の向上のための研修事業 【子ども・子育て支援対策推進事業費補助金29(31億円)億円の内数】

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業【子ども・子育て支援対策推進事業費補助金29億円(31億円)の内数】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(4) 多様な保育研修事業 【子ども・子育て支援対策推進事業費補助金29億円(31億円)の内数】

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業（訪問型）、一時預かり事業（居宅訪問型）又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

3. 多様な保育の充実

80億円（89億円）

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や自宅から距離のある保育所等の利用を可能にするための保育所等への直接送迎の実施、家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

(1) 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会の設置等のための事業費補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ○基本分単価(※) 1 市区町村当たり年額 7,915千円
①看護師等の配置(5,100千円) ②補助者の配置(2,100千円)、
③研修の受講支援(300千円) ④事業費(415千円)
○加算分単価 1 市区町村当たり年額 2,650千円
⑤支援者の配置(2,100千円) ⑥ガイドラインの策定(550千円)

【補助割合】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

(2) 広域的保育所等利用事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

近隣に入所可能な保育所等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ・保育士雇上費 5,000千円 ・運転手雇上費 5,000千円
・事業費 10,090千円 (自宅送迎の場合 1,010千円)
・バス購入費 15,000千円 (又は借上費 7,500千円)
・改修費 7,270千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

(3) 3歳児受入れ等連携支援事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育所等において、満3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する子どもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ① 1か所当たり年額 4,549千円

② 1自治体当たり年額 4,180千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,180千円）

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

(4) 保育環境改善等事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

令和2年度概算要求においては、保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とする体制を整備するため、障害児受入促進事業に医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を加えるとともに、病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業・推進事業の実施促進を図るため、事業の制限「1施設につき1回限り」を見直す（規定の削除）。

1. 基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業：

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業：

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業：

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

②分園推進事業：保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③熱中症対策事業：熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

④安全対策事業：保育所等において、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業：

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥緊急一時預かり推進事業：緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受け入れ支援事業：

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

【実施主体】市区町村

【補助基準額(案)】 1. 基本改善事業 1事業当たり 7,200千円
2. 環境改善事業(①～③、⑤) 1事業当たり 1,029千円、(④) 1施設当たり 500千円以内
(⑥、⑦) 1施設当たり 32,000千円

【補助割合】 2④の事業 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

2⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2

それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市、中核市：2/3

(5) 家庭支援推進保育事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1か所当たり 3,846千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

(6) 保育利用支援事業（入園予約制）

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

①「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

②「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①子ども1人当たり 月額 20千円

②施設1か所当たり 年額2,406千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

(7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

(※) 現行の都市部における保育所等への賃借料支援事業及び保育所設置促進事業を整理。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9/10

※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助する

②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(8) 民有地マッチング事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ①1自治体当たり 5,700千円 ②1自治体当たり 4,500千円 ③1か所当たり 4,400千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4

※市区町村が実施する場合は 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

(9) 待機児童対策協議会推進事業

【保育対策総合支援事業費補助金477(394億円)億円の内数】

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・ 保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・ 県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・ 幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額(案)】 1都道府県当たり 2,678千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(10) 新たな待機児童対策提案型事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村

【補助基準額(案)】 上限10,000千円

【補助割合】 国：10/10

(11) 一時預かり事業の施設整備費【新規】

【次世代育成支援対策施設整備交付金115億円(97億円)の内数】

※令和元年度予算額は、臨時・特別の措置（耐震化整備に必要な経費）を除く。

また、令和2年度における臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。

一時預かり事業単独で施設整備を行う場合に必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【交付基礎点数(案)】 8,330点

【補助割合】 定額(1/2相当)

4. 保育所等の園外活動時の安全確保（一部再掲）

48億円（50億円）

交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を守るため、保育支援者が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

（1）保育体制強化事業【拡充】（再掲） 【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもとのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

令和2年度概算要求においては、保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を追加し、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1か所当たり月額100千円

※ 園外活動時の見守り等にも取り組む場合 1か所当たり月額150千円

【補助割合】 国：1／2、地方：1／2（都道府県：1／4、市区町村：1／4 又は 市区町村：1／2）

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

（2）保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

令和2年度概算要求においては、子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回指導員を対象とした研修の内容に園外活動時における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導員の内容に園外活動等における安全対策の実地指導等を加える。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ・研修開催 1回当たり 352千円
・巡回支援指導員 1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県又は市区町村：1／2

5. 認可外保育施設の質の確保・向上（一部再掲）

39億円（40億円）

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

（1）保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】（再掲）

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

令和2年度概算要求においては、子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回指導員を対象とした研修の内容に園外活動時における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導の内容に園外活動等における安全対策の実地指導等を加える。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ・研修開催 1回当たり 352千円

・巡回支援指導員 1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県又は市区町村：1／2

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。

また、認可外保育施設が保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

(※) 現行の認可化移行調査・助言指導事業、認可化移行移転費等支援事業を整理。

【実施主体】	下記①～③：都道府県、市区町村	下記④：市区町村
【補助基準額(案)】	①認可化移行可能性調査支援	1施設当たり 564千円
	②認可化移行助言指導支援	1施設当たり 504千円
	③指導監督基準遵守助言指導支援	1施設当たり 755千円
	④移転費等支援	1か所当たり 移転費 1,200千円、仮設設置費 3,800千円
【補助割合】	上記①～③：国：1/2、都道府県：1/2	又は 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
	上記④	：国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額(案)】	1市区町村当たり 354千円
【補助割合】	国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3
	国：1/3、指定都市、中核市：2/3

(4) 認可外保育施設改修費等支援事業【新規】

【保育対策総合支援事業費補助金477億円(394億円)の内数】

認可外保育施設の指導監督基準について、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額(案)】 改修費等 1か所当たり 32,000千円

移転費等 1か所当たり 5,000千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市：1／4、事業者：1／4

1. 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実

1兆3, 327億円＋事項要求（1兆3, 326億円）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実施する。

※ 令和2年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費（消費税引上げ以外の財源も含む）、新しい経済政策パッケージ等に基づく幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等については、予算編成過程で検討。

(1) 子どものための教育・保育給付等 1兆1, 853億円＋事項要求（1兆1, 852億円）

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

【実施主体】 市区町村

【負担割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

(2) 地域子ども・子育て支援事業 1, 474億円＋事項要求（1, 474億円）

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

①利用者支援事業（保育コンシェルジュ等）

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※令和元年度の補助基準額

基本事業 2,926千円

加算事業 夜間開所 1,324千円、休日開所 713千円、出張相談支援 1,055千円

機能強化取組 1,765千円、多言語対応 800千円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※令和元年度の補助基準額

①保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長 18,700円、2時間延長 37,400円、3時間延長 56,100円

②保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長 300,000円、1時間延長 1,505,000円、2～3時間延長 2,409,000円

4～5時間延長 5,122,000円、6時間以上延長 6,000,000円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

③一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※令和元年度の補助基準額

一般型基本分 1か所当たり年額 1,600千円 ～ 10,223千円

【補助割合】 国 1／3、都道府県 1／3、市区町村 1／3

（参考）一時預かり事業の整備費の創設（次世代育成支援対策施設整備交付金）

在宅の子育て家庭にとって、就労家庭が固定利用している保育所は、敷居の高い存在であるため、いつでも気兼ねなく集まり交流できる場において実施することが必要である。今後も、受け皿整備を加速化するため、一時預かり事業単独で施設整備を行う場合を新たに補助対象とする。 → P16参照

④病児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※令和元年度の補助基準額

(病児対応型1か所当たり年額)

基本分単価 5,007千円

加算分単価 522千円 ~ 41,001千円(※)

※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

送迎対応看護師雇上費 5,400千円

送迎経費

3,634千円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

(参考)

病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入

(保育対策総合支援事業費補助金)

病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。 → P8参照

2. 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

2, 020億円 (2, 020億円)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

(1) 企業主導型保育事業

2, 016億円 (2, 016億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【実施主体】 公募団体

【補助割合】 定額 (10/10相当)

(2) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

3. 8億円 (3. 8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】 公募団体

【補助割合】 定額 (10/10相当)

保育所等整備交付金

(令和元年度予算)

(令和2年度要求)

648億円 → 787億円

※令和元年度予算額は、臨時・特別の措置（耐震化整備に必要な経費）を除く。
また、令和2年度における臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。

【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画（市区町村整備計画）による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育所等改修費等支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【趣旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※)都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

【対象事業】

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 賃貸物件による保育所改修費等支援事業 | (2) 小規模保育改修費等支援事業 |
| (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 | (4) 認可化移行改修費等支援事業 |
| (5) 家庭的保育改修等支援事業 | |

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（案）】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,000千円	(① 20,000千円、② 23,000千円)
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	利用（増加）定員60名以上	55,000千円	(① 60,000千円、② 63,000千円)
老朽化対応の場合	1 施設当たり	27,000千円	(① 32,000千円)
(2) 1事業所当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(3) 1施設当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(4) 1施設当たり		32,000千円	(② 35,000千円)
(5) 保育所で行う場合	1 か所当たり	22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	保育所以外で行う場合	1 か所当たり	2,400千円

《拡充》

(1) の事業について、保育の受け皿整備の更なる促進を図るため、これまで改修に係る定員の規模に関わらず一律としていた補助基準額を、定員の規模に応じた補助基準額に見直し

【補助割合】

- (1) ~ (4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
※ 子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4
- (5) 国：1/2、市区町村：1/2
※ 子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は 国：2/3、市区町村：1/3

保育士宿舎借り上げ支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】

子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村

【対象者】

採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士

《拡充》有効求人倍率及び待機児童の要件を撤廃することにより、10年目までのすべての常勤保育士を対象とする。

【補助基準額(案)】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

※全国一律の補助基準額（月額82,000円）について、現行の月額82,000円を上限としつつ、地域の実勢に合わせ、住宅・土地統計調査に基づく市区町村単位の金額設定に見直し。

(参考) 補助基準額の見直しイメージ

(現行)

種目	基準額	対象経費
保育士宿舎借り上げ支援事業	1人当たり月額 82,000円	保育士宿舎借り上げ支援事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料等

(見直し後)

種目	基準額	対象経費
保育士宿舎借り上げ支援事業	1人当たり月額 別紙のとおり (※)	保育士宿舎借り上げ支援事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料等

(※) 別紙は、市区町村毎に、住宅・土地統計調査に基づく金額を補助基準額として設定。

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

保育体制強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

《拡充》

保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加え、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1か所当たり 月額100千円
※園外活動時の見守り等にも取り組む場合 1か所当たり 月額150千円
・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

【補助割合】 国：1/2、地方：1/2（都道府県：1/4、市区町村：1/4 又は 市区町村：1/2）

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

保育所等におけるICT化の推進【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。

また、認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。

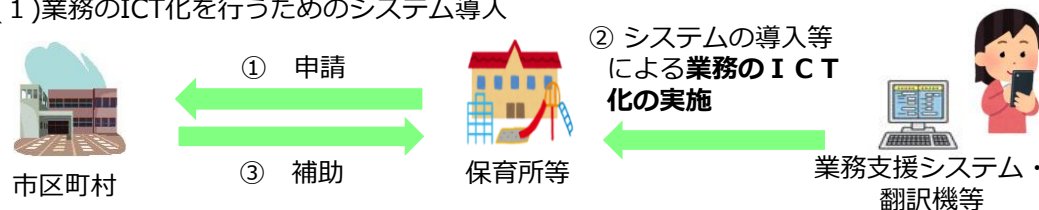
さらに、病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】	(1) 業務のICT化を行うためのシステム導入	1施設当たり	1,000千円
	翻訳機等の購入	1施設当たり	150千円
	(2) 認可外保育施設における機器の導入	1施設当たり	200千円
	(3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入		
		① 1自治体当たり	8,000千円
		② 1施設当たり	1,000千円

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (2) 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/4、事業者：1/4
 - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(1)業務のICT化を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

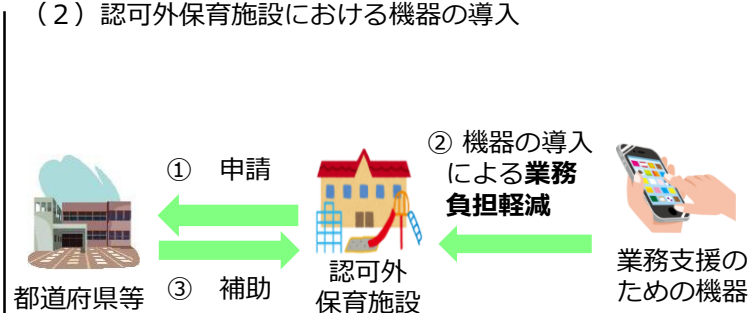
○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間(年・月・週・日)ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等を市区町村内の基幹施設として、医療的要因や障害の程度が高い子どもの対応を行うとともに、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和2年度要求における対応《拡充》

【課題】

- 保育所における医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所において受入れが可能かどうか、関係者間で検討する必要がある。

【対応】

- 都道府県等における受入れの判断をするための検討会の設置など、環境整備を図るための事業費補助(旅費、謝金、会議費等)を創設する。



検討会の設置



<主な役割>

- 医療的ケア児の受入れについて検討。
- 関係機関との連絡体制の構築
- 施設や保護者との調整
- 支援計画の策定

【実施主体】

- 都道府県、市区町村

【補助基準額（案）】

○ 基本分単価 **【1市区町村当たり年額 7,915千円】**

- ① 看護師等の配置(5,100千円)
- ② 補助者の配置(2,100千円)
- ③ 研修の受講支援(300千円)
- ④ **事業費(415千円)**

○ 加算分単価 **【1市区町村当たり年額 2,650千円】**

- ⑤ 支援者の配置(2,100千円)
- ⑥ ガイドラインの策定(550千円)

【補助割合】

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

平成30年度（実績ベース）：37か所

(埼玉県)坂戸市、(千葉県)松戸市、習志野市、浦安市、山武市、(東京都)八王子市、福生市、(神奈川県)川崎市、茅ヶ崎市、(新潟県)南魚沼市、(福井県)小浜市、鯖江市、永平寺町、(長野県)松本市、(三重県)伊勢市、名張市、(滋賀県)近江八幡市、草津市、甲賀市、東近江市、(京都府)京都市、長岡京市、亀岡市、(大阪府)大阪市、堺市、交野市、茨木市、箕面市、岬町、(兵庫県)神戸市、(奈良県)橿原市、(岡山県)津山市、(広島県)東広島市、府中市、(福岡県)北九州市、福岡市、久留米市

平成31年度（申請ベース）：72か所

(北海道)札幌市、上富良野町、音更町、蘭越町、(青森県)五所川原市、(宮城県)仙台市、(福島県)南相馬市、(栃木県)鹿沼市、(埼玉県)上尾市、鶴ヶ島市、(千葉県)千葉市、松戸市、佐倉市、習志野市、浦安市、山武市、匝瑳市、(東京都)八王子市、国立市、東大和市、(神奈川県)川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、(新潟県)上越市、長岡市、(福井県)福井市、小浜市、勝山市、鯖江市、永平寺町、南越前町、(長野県)松本市、伊那市、朝日村、南箕輪村、木曾町、(愛知県)名古屋市の豊橋市、豊田市、長久手市、(三重県)伊勢市、(滋賀県)近江八幡市、草津市、甲賀市、湖南市、東近江市、(京都府)京都市、宮津市、長岡京市、亀岡市、城陽市、(大阪府)堺市、茨木市、箕面市、岬町、(鳥取県)米子市、(岡山県)岡山市、津山市、(広島県)東広島市、世羅町、(高知県)高知市、(福岡県)福岡市、北九州市、久留米市、小竹町、筑前町、(長崎県)松浦市、佐々町、(熊本県)菊池市、(鹿児島県)霧島市、(沖縄県)宜野湾市

保育環境改善等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【趣旨】

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

〔＜拡充＞保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、医療的ケア児を対象に加える。〕

②分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

④安全対策事業

保育所等において、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥緊急一時預かり推進事業：緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

〔＜拡充＞1. ②及び2. ⑤について、実施促進を図るため、事業の制限「1施設につき1回限り」を見直す（規定の削除）。〕

【補助基準額(案)】

1. 基本改善事業	1事業当たり	7,200千円	
2. 環境改善事業 (①～③、⑤)	1事業当たり	1,029千円、	(④) 1施設当たり 500千円以内
	(⑥、⑦)	1施設当たり	32,000千円

【補助割合】

2④の事業	国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4	2⑥⑦の事業	国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業	国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3	又は	国:1/3、指定都市・中核市:2/3

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

《拡充》

子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回支援指導員を対象とした研修の内容に園外活動等における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導員の内容に園外活動等における安全対策の現地指導等の実施を加える。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ・研修事業：1回当たり 352千円

・巡回支援指導員事業：指導員1人当たり 4,062千円 (管内の施設数等に応じた配置)

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策(拡充) 等

質の確保・向上のための巡回支援指導員事業



- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施
※ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォローの実施についても、巡回支援指導員の役割として明確化
- ・ 園外活動等における安全対策の現地指導等を実施(拡充)

※ 認可外保育施設に対する巡回支援指導員については、市区町村も実施可能である旨を要綱上明確化する。

認可外保育施設改修費等支援事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算額：394億円の内数 → 令和2年度概算要求額：477億円の内数)

【事業内容】

○ 認可外保育施設について、指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

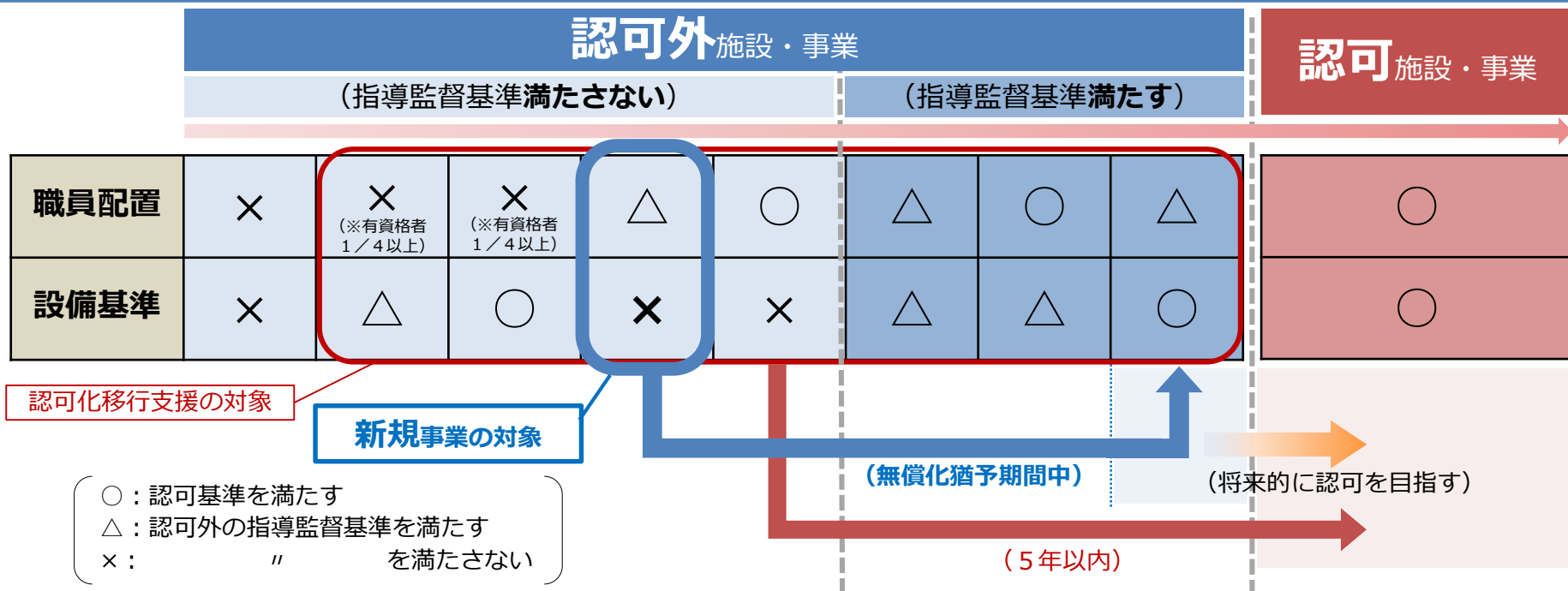
<補助要件>

- ・職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置 1 / 3 以上）。
 - ・設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
 - ・「基準適合化計画」を策定し、無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準適合化を図ること。
- ※ 職員配置、設備基準だけではなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 ※ 本事業による支援の後、認可化移行支援事業等の活用により、将来的に認可施設・事業への移行を目指す計画とすること。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額(案)】改修費等 1か所当たり 32,000千円、移転費等 1か所当たり 5,000千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県、指定都市、中核市：1 / 4、設置主体：1 / 4



一時預かり事業の整備費の創設(次世代育成支援対策施設整備交付金)

1. 要求要旨

- 一時預かり事業については、平成21年の法制化に当たって、特に在宅の子育て家庭のスポット利用等を支援するための事業として、特定の子どもを継続的に保護養育する「保育」と区別し、「一時預かり」の名称を使用することとしているが、平成30年度に実施した調査研究では、実施場所は保育所併設型が約7割を占めている。
- 在宅の子育て家庭にとって、就労家庭が固定利用している保育所は、敷居の高い存在であるため、いつでも気兼ねなく集まり交流できる場において実施することが必要である。今後も、受け皿整備を加速化するため、一時預かり事業単独で施設整備を行う場合を新たに補助対象とする。

2. 要求内容

- 一時預かり事業単独で施設整備を行う場合を新たに補助対象とする。
- 交付基礎点数(案) 8,330点(補助率1/2相当)

<次世代育成支援対策施設整備交付金>(令和元年度予算額:97億円 → 令和2年度概算要求額:115億円)

※令和元年度予算額は、臨時・特別の措置(耐震化整備に必要な経費)を除く。
また、令和2年度における臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。

【目的・事業概要】

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等や市町村における要保護児童等の支援拠点の整備の推進を図る。	児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童館、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、市区町村子ども家庭総合支援拠点	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
②耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備

【設置主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社(児童厚生施設を除く)等

【補助割合】 定額(1/2相当、児童館は1/3相当)

病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

（保育所等におけるICT化推進事業【新規】）

（保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数）

1. 課題

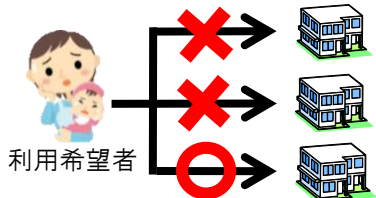
- ・ 病児保育事業や一時預かり事業を利用するに当たって、利用者自身で複数施設へ空き状況を問い合わせ、予約を申し込むなど負担が大きいことから、利用を躊躇してしまう状態になっている。
- ・ 病児保育施設等においても、利用者の増加により、電話等による照会や予約申し込み等による事務負担が大きい。また、当日の急なキャンセルの把握が難しく職員配置が過剰となり運営に支障をきたしている。

2. 対策

- ・ 利用者が、スムーズに空き状況を確認し予約等を行えるよう、市町村において、管内の病児保育施設等の**空き状況をリアルタイムに確認するためのシステムを構築**する。
- ・ **病児保育施設等においてもシステムを構築**し、市町村のシステムと連携することで、予約・キャンセル等を行えるようにする。

<現行>

- ◆複数の病児保育施設等へ空き状況の照会。
- ◆予約に時間を要し職場に遅刻。



- ◆照会や予約申し込み等の事務負担。
- ◆キャンセル等により職員配置が過剰。

<システム導入後>



<利用希望者>

- ・ 空き状況の確認から利用の予約までをアプリ等でできることで**負担軽減**。

<病児保育施設等>

- ・ システムで予約等状況が把握できることから**事務負担軽減**。
- ・ **適正な職員配置**が可能。

3. システムイメージ



1. 市内の病児保育事業所等の位置と空き状況をリアルタイムで表示
2. 空いてる近隣の病児保育事業所等の予約
3. キャンセル対策に自動リマインドメール
4. キャンセル時の自動繰り上げシステム

等

すでに病児保育事業の予約状況の確認等を行えるシステム等を導入している自治体等の意見

<大田区>

- ・ 予約状況を職員が職員自身のスマホで確認できる
- ・ 当日キャンセルや定員超過を適切に把握できることで、職員自身が出勤調整を行うことができ、適正配置が可能
- ・ 最近の保護者はほとんどスマホから予約で利用

<大阪市、堺市>

- ・ 利用者は空き状況の照会及び24時間予約が可能
- ・ キャンセル対応が簡素化し、職員の負担が軽減

<立川市>

- ・ 自動でキャンセル待ちの利用者へメールが届く仕組みにより、キャンセルに伴う稼働率を確保できる

※【実施主体】市町村

【補助基準額(案)】①1自治体当たり 8,000千円 ②1施設当たり1,000千円

【補助割合】①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4